

第 I 部

三重県子ども条例第15条に基づく年次報告書

第1 はじめに

日本の少子高齢化は進行し続けており、経済情勢の悪化や先行き不透明な社会情勢を背景に、将来に対する不安感や閉塞感が広がっています。

地域社会においても、核家族化の進展などにより、近所づきあいが疎遠になるなど、コミュニティのつながりが薄くなっているといわれています。

こうした状況のなか、低所得世帯の増加や非正規労働など不安定な就労形態、子育てにおける孤立感などにより、結婚や出産・子育てに対する不安が拡大しているといえます。

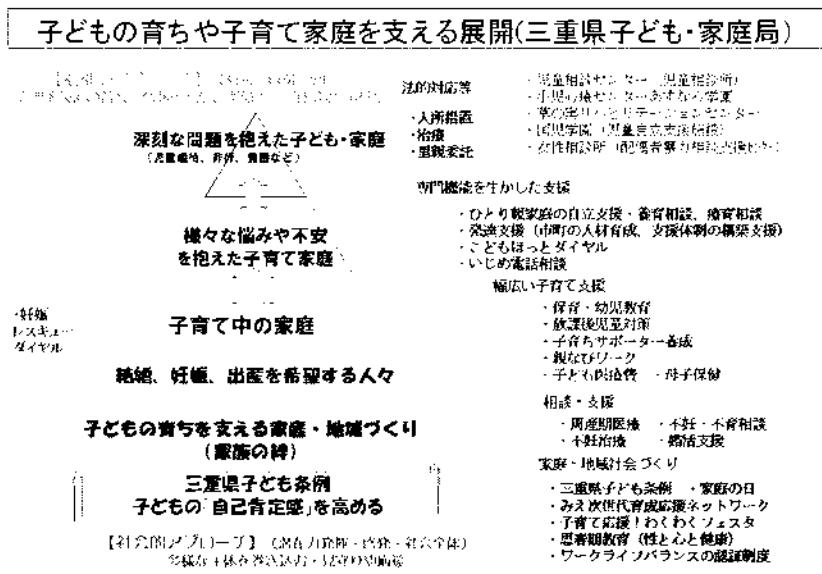
三重県の人口は、平成17年の国勢調査において186万6,963人をピークに、平成24年は183万8,611人(三重県推計人口)と減少しており、合計特殊出生率も1.47(平成23年)と依然、少子化が続いており、平成52年には150万人程度(国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口)まで減少することが予測されています。

県では、平成25年7月に、少子化対策総合推進本部を設置し、関係部局間の連携を確保し、少子化対策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

また、国では、子育てをめぐる課題を解決しようと、子ども・子育て関連3法(※)が平成24年8月に成立し、平成27年度の施行に向けて、各市町では、認定こども園の普及や地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実など、子ども・子育て支援計画づくりが始まろうとしています。

(※)子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいいます。

県では、子どもの育ちや子育て家庭を支える施策を、総合的、一体的に推進していくため、個々の子育て家庭や問題解決に向けた支援を専門的に行うアプローチ(福祉的アプローチ)と、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な課題について、地域社会の理解と支えを得ながら、社会全体で取り組む活動やその促進のための取組(社会的アプローチ)を相互に補完し、より効果的になっていくよう取り組んでいます。(図参照)



こうした中、平成23年4月に、「三重県子ども条例」(以下「条例」という。)を施行

し、県の責務や子どもに関わる様々な主体の役割を明らかにして、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを決意したところであり、これらが相互に連携、協働し、取組を推進していくことが求められています。

この年次報告書は、条例第15条の規定に基づき、三重県が行う施策の実施状況についてとりまとめ、今後の施策へ反映していこうとするものです。

【条例第15条】(年次報告)

知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告としてとりまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

年次報告書の対象とする「この条例に基づき県が行う施策」については次のとおりとします。

条例第4条において、県は「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定され、子ども施策の策定・実施にあたっては、条例第11条で規定する施策の基本となる事項を確保するものとされています。

また、平成22年3月に策定した、第二期三重県次世代育成支援行動計画（以下「次世代行動計画」という。）では、「子どもや子育て家庭を支える地域社会」の実現をめざして施策を展開することとしており、社会的アプローチと福祉的アプローチの両面からの施策を展開しています。

条例に基づく県の施策のとりまとめにあたり、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」には、社会的アプローチと福祉的アプローチの総合的な施策が必要であることから、「条例に基づき県が行う施策」を次世代行動計画の施策体系をもとに整理し、年次報告の対象施策について、条例第11条の施策の基本となる事項の区分で総括することとします。

年次報告書構成

第2 平成24年度の子どもに関する施策の取組総括

平成24年度に実施された各部局の取組について、条例に規定する施策の基本となる事項に基づき総括しています。

第3 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の取組結果

次世代行動計画では、子どもに関する施策を総合的に推進していますが、「重点的な取組」について目標項目を定めており、目標項目の進捗状況を把握し、目標達成に向けての課題を整理しています。

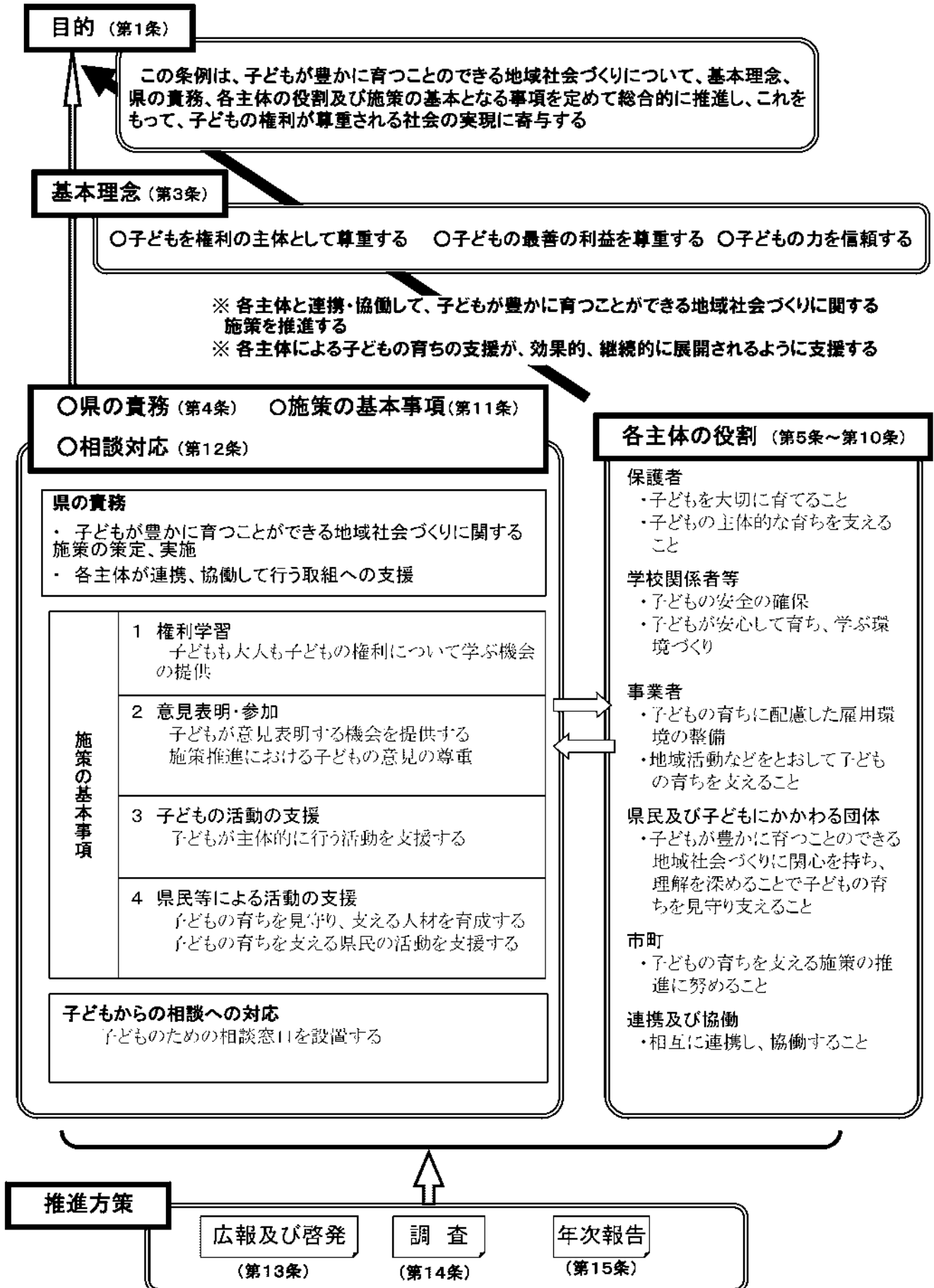
第4 平成24年度子ども施策の推進に向けた各部局の取組

平成24年度に実施された子ども施策推進に向けた各部局の取組結果を、次世代行動計画の施策体系をもとに整理し、取組概要として取組内容や成果をまとめています。

第5 子どもに関する施策に対する外部の意見

三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会、三重県健康福祉病院常任委員会及び子ども会議からいただいた意見をまとめています。

「三重県子ども条例」の構成



平成24年度子ども施策の推進に向けた各部署の取組

- (1) 地域における子どもの育ち・子育て支援
 - ① 多様な子育てサービスの充実
 - ② 子育て支援環境の充実
 - ③ 子どもの育ちを支える環境づくりの推進
 - ④ 子どもの育ち・子育てに関する相談の充実
- (2) 子どもの健康づくりの推進
 - ① 母子保健対策等の推進
 - ② 食生活と健康づくりの推進
 - ③ 思春期のこころの健康づくりの推進
 - ④ 医療の充実
- (3) 心身の健やかな成長のための環境の充実
 - ① 健やかな心身を育む教育の推進
 - ② 青少年の健全育成の推進
 - ③ 文化・生涯学習の推進
 - ④ 自然とのふれあい・環境学習の推進
 - ⑤ 防災教育の推進
- (4) 成長支援のための生活環境の整備
 - ① 潤いのある快適なまちづくり
 - ② ユニバーサルデザインのまちづくり
 - ③ 安全な道路交通環境の整備
 - ④ 犯罪のない安全・安心のまちづくり
- (5) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に向けた環境整備
 - ① 男女共同参画の推進
 - ② 仕事と家庭の両立ができる就労環境等の整備
 - ③ 若者の雇用支援
- (6) 子どもの安全の確保
 - ① 犯罪等の被害から守る取組の推進
 - ② 交通事故の被害から守る取組の推進
 - ③ 災害から守る対策の推進
- (7) 社会的養護・支援を必要とする子どもへの支援
 - ① 社会的養護を必要とする子どもへの支援と自立支援
 - ② 児童虐待防止対策の推進
 - ③ 障がい児支援の充実